

基準 8 . 財務（予算、決算、財務情報の公開等）

8-1 大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有し、収入と支出のバランスを考慮した運営がなされ、かつ適切に会計処理がなされていること。

《8-1 の視点》

- 8-1- 大学の教育研究目的を達成するために、必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされているか。
- 8-1- 適切に会計処理がなされているか。
- 8-1- 会計監査等が適正に行われているか。

(1) 8-1 の事実の説明（現状）

8-1- 大学の教育研究目的を達成するために、必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされているか。

本学は平成 10(1998)年 4 月に、既設の駒澤大学苫小牧短期大学を改組転換し、学校法人駒澤大学と苫小牧市との公私協力のもとに開設された。

開学時には定員の 2 倍を上回る志願者があったものの、これをピークに 18 歳人口の減少や学生の札幌集中化傾向、大学進学率の低迷など様々なマイナス要因により、志願者数及び入学者数は減少を続け、平成 12(2000)年以降は定員割れの状況が続いている。

学生数の減少により、帰属収入で最大の割合を占める学生生徒納付金収入が減少した。そのため教職員の給与等削減を始めとする様々な支出の抑制を実行している。しかし収入減に応じて支出をそのまま削減してしまうと、本学の教育研究活動に支障をきたす。そのため、教育研究活動に支障をきたさないよう本法人の核である駒澤大学からの資金借入に頼らざるを得ない。

8-1- 適切に会計処理がなされているか。

本学の予算編成は、各課が個別に前年度の実績及び経費削減目標値に応じて積算して、予算を編成している。各課から提出された予算は、総務課が前年度決算額及び当該年度の執行状況を考慮して予算原案を作成して、大学運営委員会で審議決定がなされた後、法人予算会議を経て、「学校法人駒澤大学理事会」で最終決定される。

予算の執行については、各課予算担当者が支払指令書を作成、請求書や納品書を貼付して回覧、経理係では帳票書類をチェックした後、学校法人会計基準に基づく「勘定科目」の確認を行う。その後、執行責任者が再度その必要性を確認して決裁後、予算が執行される。

また、予算外項目の執行については原則として認められないが、やむを得ない事情があると判断された場合のみ、学内原議回覧決裁後、執行が認められることがある。

本学内にて会計処理上、判断の難しい事例等が生じた場合は、法人経理部職員と連携・確認し、公認会計士の指導・助言のもとに学校法人会計基準等に即した会計処理を行っている。

8-1- 会計監査等が適正に行われているか。

本学における監査は、公認会計士による会計監査及び「学校法人駒澤大学内部監査規程」に基づく内部監査により実施している。

会計監査は、公認会計士 2 人によって年 2 回、元帳及び帳票書類等の照合、計算書類の照合等を行い、学校法人会計基準及び関連諸規定に準拠した会計処理と表示が適切であるかどうかの観点から、厳密に実施されている。

内部監査は、「学校法人駒澤大学内部監査規程」に基づき、理事長の下に設置されている内部監査室の室長及び室員により、経理及び関連業務が法人の経営方針に基づき、法令及び諸規定に則り適正かつ効率的に遂行されているか、書類監査あるいは実地監査の方法をもって精査・検証が行われている。

(2) 8-1の自己評価

本学におけるここ数年間の帰属収支差額は支出超過の状況にあり、駒澤大学からの資金借入に頼らなければならない。この原因は、定員割れによる在籍学生数の減少にともなう学生生徒納付金収入の減少によるものである。

会計処理については、学校法人会計基準等の会計指針、関連規程に基づき、適切な会計処理を行っている。

会計監査については、私立学校法に基づく、外部監査人の公認会計士による適切な監査が行われ、これまで本学の会計処理が適正であることが客観的に確認されている。

(3) 8-1の改善・向上方策（将来計画）

本学の財政基盤については、学校法人駒澤大学の設置する大学として駒澤大学からの資金借り入れにより確保されているものの、本学単独では経営が成り立たない。現状を打開するために、本学「募生強化委員会」では平成 22(2010)年 2 月 26 日に学生確保のための 8 つの方策が答申された（「基準 4-1 の改善・向上方策」に詳述）。この答申に基づいて来年度入学生の募集活動が展開されている。また、「基準 4-2」で述べたように、在籍学生数を維持していくため中途退学者や除籍者を減らすよう学生の修学相談や奨学金制度の紹介に継続的に取り組んでいく。

今後の経営状態の改善に向けた試みの一つとして、「基準 2-1- 」において述べたように平成 23(2011)年度から学部入学定員 50 人削減、3 年次編入学定員 10 人削減を実施し、収容定員を平成 26(2014)年度において 600 人とする。この収容定員削減により、私学助成金の交付を確実にするとともに、必要専任教員数の削減を実現する。経費についても教育研究活動に支障の無い範囲でさらなる見直しを図り、光熱費、出張費等の無駄を排除する。

また、学校法人と密接な連携を図りながら運営体制を強化し、危機感を共有して点検・改革を進め、学部の改組、または設置形態の変更に限り法人と連携を図りながら検討する。そのため、学校法人駒澤大学理事会において、平成 22(2010)年度から「北海道法人諸学校管理運営検討委員会」が設置され活動が開始されることとなった。

8-2 財務情報の公開が適切な方法でなされていること。

《8-2の視点》

8-2- 財務情報の公開が適切な方法でなされているか。

(1) 8-2の事実の説明（現状）

8-2- 財務情報の公開が適切な方法でなされているか。

「私立学校法」第47条に基づき、財産目録、貸借対照表、収支計算書（資金収支計算書、消費収支計算書）、事業報告書、監査報告書を本学ウェブサイトにおいて公開している。

法人内の役員及び教職員に対しては、法人内広報誌である「駒澤大学広報」にて、予算については5月号、補正予算については3月号にそれぞれ資金収支予算書・消費収支予算書を掲載している。決算については、6月号に、決算概要・資金収支計算書・消費収支計算書・貸借対照表・財産目録を掲載し、毎年度の財務情報を周知している。

(2) 8-2の自己評価

財務情報の公開については、私立学校法に定められた範囲で公開するのみならず、広く一般に対して本学ウェブサイト上で公開するとともに、法人役員、法人内学校教職員及び本学教職員に対しては法人内広報誌「駒澤大学広報」でも情報を発信するなど、積極的な情報公開を行っている。従って財務情報の公開は適切な方法でなされている。

(3) 8-2の改善・向上方策（将来計画）

財務情報の公開に関しては、今後とも適切な開示がなされるよう継続的に努力していく。

8-3 教育研究を充実させるために、外部資金の導入等の努力がなされていること。

《8-3の視点》

8-3- 教育研究を充実させるために、寄附金、委託事業、科学研究費補助金、各種GP（Good Practice）などの外部資金の導入や収益事業、資産運用等の努力がなされているか。

(1) 8-3の事実の説明（現状）

8-3- 教育研究を充実させるために、寄附金、委託事業、科学研究費補助金、各種GP（Good Practice）などの外部資金の導入や収益事業、資産運用等の努力がなされているか。

本学における外部資金の導入としては、経常費補助金収入が中心となっており、そのほかの補助金としては、「政府開発援助外国人留学生修学援助費補助金」や「結核予防費補助金」などを受け入れている。

寄附金については、これまで入学者やその関係者からの寄附や学校債などは募っておらず、現在は教育後援会からの寄附が大半をしめている

「科学研究費補助金」は、平成 15(2003)年度に基盤研究(C)で 1 件採択され、平成 21(2009)年度は 2 件の「科学研究費分担金」の配分を受けている。平成 22(2010)年度は、基盤研究(C)で 1 件採択され、引き続き 2 件の分担金の配分を受ける。

また、その他の外部資金においては、財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構の研究助成を平成 16(2004)年度に中規模研究で 1 件、平成 17(2005)年度に小規模研究で 1 件、平成 19(2007)年度に小規模研究で 1 件、平成 20(2008)年度に小規模研究で 1 件採択されている。また、同じく財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構の国内交流助成では、平成 16(2004)年度に 1 件、国際交流助成では平成 17(2005)年度、平成 19(2007)年度、平成 22(2010)年度に各々 1 件採択された。

資産運用収入の主たる施設設備利用料収入については、地域貢献の一環として、一般向けにも教場、体育館、人工芝サッカー場などの施設設備を有料で開放しており、280万円ほどの収入が得られている。

(2) 8-3の自己評価

科学研究費補助金の交付や受託事業についての受け入れの実績は少なく、研究の活性化を図り、申請件数の拡大及び応募内容について研究の必要がある。

寄附金収入については、本学は開学から 12 年しか経っておらず、卒業生からの寄附を期待するのは難しく、今のところその他の寄附の募集予定もないため寄附金収入は期待できない。

教育研究を充実させるためには、外部資金は重要であるが、この点での導入努力がこれまで不十分であった。

(3) 8-3の改善・向上方策（将来計画）

補助金については、今後一般補助の増額は見込めないため、プロジェクト型資金を含めた補助金獲得のための全学的な取組が必要であり、その第一歩として職員有志による補助金獲得のためのプロジェクト形成に向けた提案を平成 21(2009)年度 2 月から呼びかけている。

科学研究費補助金については、平成22(2010)年度中の申請のための説明会を10月に開催する。また、「基準5-4の改善・向上方策」で述べた「教育研究成果」評価の数値化では、申請すること自体も点数化し評価することにより、全学的に科学研究費補助金の申請を促進する。

今年度は新たに始まった「大学生就業力育成事業」にワークショップを活用し就業育成を指向したプログラムを申請したが、引き続き「質の高い大学教育推進プログラム(教育GP)」や「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム(学生支援GP)」等、大学教育改革の支援プログラムに積極的に申請し、外部資金獲得に向け努力していく。

施設設備利用料収入については、授業や課外活動に支障のない範囲でさらなる地域への施設貸し出しを促進し、本学に関わる宣伝効果を見込むと共に、平成22(2010)年度から施設設備利用料を改訂し収入の増加を図る。

[基準 8 の自己評価]

本学の財政基盤については、学校法人駒澤大学の支援に依存しており、大学単独では経営が成り立っていない。財政不均衡を招いた主たる原因である定員割れによる学生生徒納付金収入の減少分を、教育研究活動に支障のないよう、人件費を始めとした経費の圧縮・削減等で補うことには限界がある。

会計処理及び会計監査等は適正に実施されており、財務情報も適切に公開している。

外部資金については、特別補助、科学研究費補助金の獲得、各種 GP の申請等更なる努力が必要である。

[基準 8 の改善・向上方策（将来計画）]

大学の財政基盤を確立し、安定的、継続的に教育活動を行っていくためには、入学定員、収容定員を充足していくことが最重要課題である。このため平成 23(2011)年度には、学部の入学生数の見直しを行う。さらに、「基準 4-1」で述べたように、より効果的な学生募集戦略を展開し、学生の確保に努め、入学者数の増加をはかるとともに、「基準 4-2」で述べたように、在籍学生数を維持していくため中途退学者や除籍者を減らすよう学生の修学相談や奨学金制度の紹介に継続的に取り組んでいく。

また、本学単独でも健全財政となるよう学校法人と密接な連携を図りながら運営体制を強化し、中・長期的な経営改善計画案を策定し、危機感を共有して点検・改革を進める。

受託研究及び競争的資金（科研費、特別補助、GP 等）の獲得については、組織的な支援体制を構築し、申請件数・採択件数を増加させるよう努力する。